こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第３回）	資料４
令和７年12月19日（金）	

こどもまんなか
こども家庭庁

公定価格について

こどもまんなか
こども家庭庁

こども誰でも通園制度の公定価格について

基本分単価

こども一人1時間当たり　　０歳児：1,700円　１・２歳児：1,400円

※利用料標準：300円

加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

1　障害児加算（1時間当たり単価600円）［充実］

障害児を受け入れた場合に加算。

2　医療的ケア児加算（ 1時間当たり単価2,500円）［充実］

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

3　要支援家庭のこども加算（ 1時間当たり単価600円）［充実］

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

4　初回対応加算（ 1回当たり単価　0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）［新設］

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、こどもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（こどもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

5　生活困窮家庭等負担軽減加算（ 1時間当たり単価　生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）［新設］

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

6　賃借料加算（ 1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））［新設］

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

7　特別地域加算（ 1時間当たり単価300円）［新設］

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

8　保護者支援面談加算（ 1回当たり単価1,400円）［新設］

利用しているこどもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。